

むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金要綱

令和3年5月10日

むつ市告示第105号

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、市内の飲食店等における衛生管理等に係る負担を軽減し、かつ、感染者の増加を防止するため、予算の範囲内において、むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業所及び店舗（以下「事業所等」という。）の改装及び感染予防のための環境の整備に要する経費のうち需用費、役務費、工事請負費及び備品購入費であって、令和2年6月15日から令和4年3月31日までに要した経費とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例（令和2年むつ市条例第28号）第5条第1項の認定を既に受けている事業所等又は受けようとする事業所等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業所当たり10万円を上限とする。

2 補助対象経費に対し、国、地方公共団体その他の団体から別に助成措置等を受けたときは、補助対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金交付申請書兼実施報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支払を証明する書類の写し
- (2) 設備の設置が確認できる写真
- (3) その他市長が必要があると認める書類
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときはむつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。